生活保護法指定医療機関のしおり

横浜市健康福祉局生活支援課

目次

第	1	生活保護制度	3
	1	生活保護とは	3
	2	生活保護の種類	4
	3	生活保護の実施機関	4
第	2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配	
偶	者の	自立の支援に関する法律について(以下、「中国残留邦人等支援法」という。)	5
	1	支援給付の概要	5
	2	指定医療機関及び指定施術者の指定申請について	5
第	3	指定医療機関	6
	1	指定医療機関とは	6
	2	医療機関の指定基準	6
	3	医療機関の申請等の手続き	7
	4	指定の通知	9
第	4	医療扶助の申請から診療報酬の支払いまで	10
	1	医療扶助の申請から診療報酬の支払いまで	10
	2	医療扶助の決定に関する書類	12
	3	生活保護開始・廃止時の請求の取扱いについて	13
第	5	医療扶助の内容	14
	1	給付範囲	14
	2	指定医療機関の診療方針及び診療報酬	14
	3	調剤	17
	4	後発医薬品	17
	5	治療材料	19
第	6	施術	20
	1	施術の給付内容	20
	2	施術給付時の医師の同意	21
	3	療養費同意書交付料	21
第	7	指定医療機関に対する個別指導及び検査	22
	1	指定医療機関に対する個別指導	22
	2	指定医療機関に対する検査	22
第	8	指定医療機関の遵守事項	23

第 9		その他	.24
1		生活保護受給者の病状把握	24
2		医療扶助給付の際の必要書類	24
3		文書料等について	25
Q &	: A		.26
横浜	市	区生活支援課一覧	.34
指定	医	療機関医療担当規程	.35
生活	保	護法第 52 条第 2 項の規定による診療方針及び診療報酬	.38
「中	国	残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者	
の自	立	の支援に関する法律」の医療支援給付の取扱い	.40

※生活保護法指定医療機関のしおりや生活保護における医療の取扱いは随時改定されますので、横浜市 Web サイトで最新版をご確認ください。

第1 生活保護制度

1 生活保護とは

生活保護は給与や年金、手当等の収入が国の定めた最低生活費を下回り、自分の資産や他の制度 を活用しても生活の維持ができない世帯に対して、日本国憲法 25 条の理念に基づき、国が健康で 文化的な最低限度の生活を保障しながら、自立した生活が送れるように支援することを目的とした、 生活保護法による制度です。

また、生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃額等をもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、給与や年金、手当、仕送り等の「世帯の全収入」とを比較して、不足する生活費等を補う制度です。

生活保護制度を運営するにあたっての基本原理・原則は表1のとおりです。

表 1 生活保護の基本原理・原則

	□ <i>44</i>	田窓の和南に古じて以西と川港と行い、フの見ば阳南の上げと川陸より上
	目的	困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すると
	(法第1条)	ともに、その自立を助長することを目的としています。
	無差別平等	すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保
	(法第2条)	護を無差別平等に受けることができます。
基本	最低生活	この法律により保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水
原理	(法第3条)	準を維持することができるものでなければならないとしています。
		保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他のあらゆ
	保護の補足性	るものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として
	(法第4条)	行われます。他の法律に定める扶助は生活保護に優先して行われなければ
		なりません。
	申請保護	保護は、要保護者、その扶養義務者、またはその他の同居の親族の申請に
	(法第7条)	基づいて開始されます。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、
	(伝弗(宋)	保護の申請がなくても必要な保護を行う場合があります。
		保護の基準は、厚生労働大臣が定めます。保護は、その者の金銭または物
基	基準及び程度	品で満たすことのできない分を補う程度において行うものとされ、最低限
本原	(法第8条)	度の生活の需要を満たすに十分であって、かつ、これをこえないものでな
則		ければなりません。
	必要即応	保護は、要保護者の年齢、健康状態といった等の個々の事情を考慮して行
	(法第9条)	われます。
	世帯単位	保護は世帯を単位として行われます。ただし、これによりがたいときに個
	(法第 10 条)	人を単位とすることもあります。

2 生活保護の種類

生活保護はその内容によって8種類の扶助(生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)に分けられています。

それぞれの扶助は、2種類以上同時に支給される場合もあれば、1つの扶助のみ支給される場合 もあります。

生活保護を受けている方には病気療養を要する方も多く、健康の回復は生活保護の目的の一つである自立助長を達成するために大変重要です。

3 生活保護の実施機関

横浜市には18か所の実施機関があります。原則として、要保護者の居住地(居住地がないか、または明らかでない者については現在地)の区生活支援課(以下、「区生活支援課」という。)が生活保護を実施しています。

第2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律について(以下、「中国残留邦人等支援法」という。)

1 支援給付の概要

この制度は、先の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等と、長年に渡り労苦を共にしてきた特定配偶者を対象として、平成20年4月1日から実施されている制度です。これは、中国残留邦人等に対して、中国残留邦人等が老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、その中国残留邦人等及びその配偶者に対して支給されるものです。

支援給付は中国残留邦人等支援法第 14 条第 4 項の規定に基づき、生活保護法に準じた取扱いとなります。

2 指定医療機関及び指定施術者の指定申請について

中国残留邦人等支援法の医療支援給付のための診療や施術を担当する機関は、生活保護法と同様に指定を受けることとされています。そのため、平成 20 年 4 月以降、生活保護法指定申請書は中国残留邦人等支援法の医療支援給付の申請書を兼ねています。

※中国残留邦人等に対する医療支援給付の取扱いについては、本しおりの最後に添付している「『中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律』の医療支援給付の取扱い」をご参照ください。

問い合わせ先:健康福祉局生活支援課援護対策担当 TEL:045-671-2425

第3 指定医療機関

1 指定医療機関とは

医療扶助による医療を委託する医療機関等は、その開設者の申請を得て横浜市長が指定することとされています。

2 医療機関の指定基準

生活保護法による指定医療機関は、次の要件を満たす場合に横浜市長が指定します。

- (1) 生活保護法第49条の2第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められること。

ただし、生活保護法第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当する医療機関については、生活保護法による指定を行わない場合があります。

3 医療機関の申請等の手続き

(1)病院・診療所・歯科・調剤薬局

保険医療機関等に関する届出と同時に生活保護法による指定医療機関に関する指定の申請届、 指定更新の申請届、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届の届出を厚生局に行う場合は、 本市への別途の届出を省略することができます。(令和5年7月1日申請分から適用)

ただし、生活保護法による本市のみにかかわる変更(指定医療機関のみ指定辞退・休止する等) や、厚生局での手続きと同時に生活保護法に関する届出を行わなかった場合の手続きは、本市へ の届出が必要です。

(2) 訪問看護事業所

訪問看護事業所が初めて指定を受ける場合、あるいは生活保護法による指定訪問看護事業所に おいて変更が生じた場合には生活保護法第 49 条、第 50 条の 2、第 51 条、生活保護法施行規則 第 10 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条に定められているように、健康福祉局生活支援課への届出 が必要です。また、生活保護法第 49 条の 3 により、6 年ごとに指定の更新が必要です。

届出が必要な事項とその際の必要書類は表3、変更届が必要な事項とその際の記載内容は表4 のとおりです。

なお、(1)のうち、本市のみにかかわる変更(指定医療機関のみ指定辞退・休止する等)や、厚生局での手続きと同時に生活保護法に関する届出を行わなかった場合の手続き及び(2)の本市への届出については、令和6年1月11日から横浜市電子申請・届出システムにより受付けています。また、横浜市電子申請・届出システムを使用できない場合等は、従来どおり本市への紙での届出を受け付けています。詳細は次のwebページから確認してください。

横浜市 Web サイトトップページ

⇒ビジネス⇒分野別メニュー⇒福祉・介護⇒生活保護⇒医療機関の指定について
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/seikatsu/iryoshitei.html

表 2 指定医療機関において届出が必要な事項

届出を要する事項	申請届	廃止届	休止届	再開届	辞退届	備考
訪問看護事業所であって、次の理由による開設者の変更						
①事業の譲渡 (親⇔子の交代を含む)						・医療機関コードの変更が
②個人⇔法人への組織変更	0	0				伴うものは廃止の届出及び
③医療法人⇔社会福祉法人など法人の種類の変更						指定申請が必要です。
医療機関コードの変更を伴う所在地の移転						
開設者が該当業務を廃止した						
訪問看護事業所等の開設者が死亡した、または失踪の宣告						
を受けた		0				
訪問看護事業所等が廃業、市外転出等により業務を行わな						
くなった						
訪問看護事業所等が天災その他の原因により、建物もしく						
は設備の一部が損壊し、正常に医療を担当することができ						
なくなったが、開設者がこれを復旧する意思及び能力を有						
するとき			0			
開設者または本人の自己の意思により指定医療機関とし						
ての業務を休止(保険医療機関としては継続)した						
生活保護の指定のみ休止していたが、再開する			_	0		
生活保護の指定のみを辞退する					0	届け出た日から 30 日以上
工山が成が10位がでいたり。						の予告期間が必要です。
他法による処分を受けた						処分の届出が必要です。

[※]辞退届以外の届出については、地方厚生局に対する届出と同時に行う場合、本市への別途の届出は 省略できます。

表3 変更届が必要な事項と記載する内容

変更する項目	新	旧
開設者・管理者の氏名	新氏名 (開設法人の法人 名称の変更を伴う 場合は、法人の新 名称も併記)	旧氏名
医療機関・訪問看護事業所の名称	新名称	旧名称
住所・医療機関・訪問看護事業所・訪問看護事業所の開設者、管理者※管理者の場合は自宅住所	新住所	旧住所
管理者の変更	新管理者の ・氏名 ・フリガナ (訪問看護事業所 の場合は、上記に 加えて、管理者の 生年月日、自宅住 所)	旧管理者の ・氏名 ・フリガナ

※辞退届以外の届出については、地方厚生局に対する届出と同時に行う場合、本市への別途の届出は 省略できます。

※変更事項が複数ある場合は変更する事項について新旧の項目それぞれを並列表記してください。

4 指定の通知

医療機関を指定したときは、市報に登載するとともに、生活保護法による医療扶助担当機関指定 書を該当の指定医療機関に交付します。

第4 医療扶助の申請から診療報酬の支払いまで

1 医療扶助の申請から診療報酬の支払いまで

医療扶助が申請されてから診療報酬の支払いまでの一般的な事務手続きは次のとおりです。 治療材料費の支払いについては「第5の5 治療材料」を参照してください。

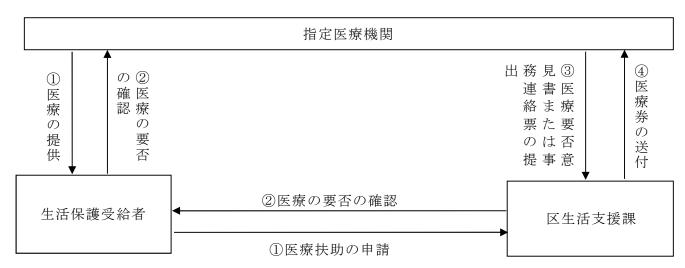


図1 医療扶助の申請・診療の流れ

①医療扶助の申請(図1の①)

医療扶助を受けたい者は、区生活支援課に医療扶助を申請します。

②医療の要否の確認 (図1の②)

区生活支援課では、医療扶助の要否を判断するため、医療要否意見書等の書類を発行します。この書類は生活保護受給者が指定医療機関に持参する場合と、区生活支援課から指定医療機関に直接送付する場合があります。指定医療機関は、書類に必要事項を記入し、区生活支援課に返送します。区生活支援課は指定医療機関が記入した書類に基づいて傷病と治療の状況を確認の上、医療扶助の要否の決定をします。受診に関する書類は「第4の2 医療扶助の決定に関する書類」を参照してください。

③医療扶助の決定 (図1の③)

区生活支援課では指定医療機関から提出された医療要否意見書等を検討し、医療の要否、他法(障害者総合支援法など)の適用等について検討した上で、医療扶助の決定を行います。

なお、医療扶助の決定に伴う医学的判断及び必要な助言・指導を行うため、区生活支援課及び健 康福祉局生活支援課には、嘱託医が配置されています。

④医療券等の発行(図1の④)

①~③を経て医療扶助の給付が決定された場合は、必要とする医療の種類(入院、入院外、訪問

看護、歯科、調剤)に応じて必要な医療券を区生活支援課が発行します。

医療券・調剤券の情報はオンライン資格確認システムに登録し、生活保護受給者がマイナ保険証の利用意向を明らかにしていない場合や、指定医療機関が医療扶助オンライン資格確認の対応を完了していない場合に紙の医療券・調剤券を発券します。紙媒体による医療券の発券、郵送が一律に不要な場合は健康福祉局生活支援課にご連絡ください。

マイナンバー情報の取得が困難な方など、一部の生活保護受給者については医療保険者等向け中間サーバへの登録を行いません。この場合、発券不要のご連絡をいただいた医療機関に対しても紙媒体の医療券発券、郵送を行います。

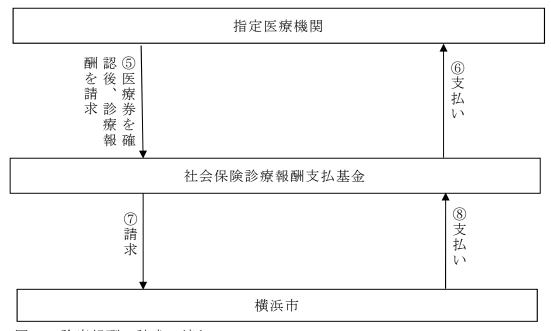


図2 診療報酬の請求の流れ

⑤診療報酬の請求 (図2の⑥)

オンライン資格確認、もしくは紙媒体の医療券により生活保護受給者の情報を確認し、公費負担 者番号、公費受給者番号等の必要事項をレセプトに転記し、社会保険診療報酬支払基金に請求して ください。診療報酬の支払い時期及び方法は健康保険と同様です。

医療扶助と合わせて健康保険、あるいは他の公費負担医療の資格を持つ方の場合も、同じくレセプトにより社会保険診療報酬支払基金に診療報酬を請求していただきます。レセプトには、健康保険等の保険者番号、被保険者番号(他の公費負担医療の場合は公費負担者番号・公費受給者番号)と合わせて、生活保護の公費負担者番号・公費受給者番号等を記載してください。区生活支援課が発行した紙媒体医療券は、請求後1年間は保管してください。

なお、診療報酬にかかる請求の時効は民法第166条第1項の規定により5年です。

2 医療扶助の決定に関する書類

指定医療機関に生活保護受給者が持参、または区生活支援課より送付する書類は、表5のとおりです。なお、指定医療機関により記入していただく医療要否意見書、給付要否意見書及び事務連絡票は指定医療機関医療担当規定の第7条により無償で交付していただくことになります。また、診療報酬上も診療情報提供料の算定はできません。(診療情報提供料Ⅰ、Ⅱ、連携強化診療情報提供料のいずれの算定条件にも該当しません。)

表 4 生活保護受給者の受診に関する書類

	診療の要否について判断するための書類です。生活保護受給者が持参する場合と区生
	活支援課から郵送する場合があります。必要事項を記入の上、区生活支援課に返送し
	てください。区嘱託医が審査した後、医療扶助の給付決定を行います。
	入院の場合と生活保護を申請中の受診の場合は、必ず医療要否意見書への記入をお願
	いしています。
医療要否意見書	※記載項目のうち、【初診年月日】及び【概算医療費】、【必要な通院の頻度】につ
	いては、原則として記載不要です。区生活支援課から特段の求めがあった場合のみご
	記載ください。
	※医療要否意見書による医療の要否の判定結果は最大6か月有効です。それ以降も継
	続して受診する場合は、受診対象月の前々月に新たな医療要否意見書を区生活支援課
	から郵送します。(例: 9月の診療に関する継続分の要否意見書は7月下旬に送付)
	診療の要否について判断するための書類で、医療券と共に送付します。必要事項を記
	入の上、返送してください。区生活支援課で記入された内容を確認し、診療の必要性
	を判断します。
事務連絡票	歯科や生活保護の決定に関わらないと思われる傷病については事務連絡票を使用す
	ることが多いですが、どちらを使用するかは生活保護受給者の状況により異なりま
	す。
	訪問看護の要否について判断するための書類です。生活保護受給者から給付の申請が
訪問看護要否意見書	あった場合に発行します。必要事項を記入の上、返送してください。区嘱託医が審査
	した後に、決定を行います。
診療依頼書	入院外の受診について診療を依頼する書類で、生活保護受給者が持参します。
	治療材料や移送の要否を判断する書類です。生活保護受給者から給付の申請があった
給付要否意見書	場合に発行します。必要事項を記入の上、返送してください。区嘱託医が審査した後
(治材・移送)	に、医療扶助の給付決定を行います。
給付要否意見書	施術の給付の要否を判断する書類です。生活保護受給者から施術の給付の申請があっ
(施術)	た場合に発行します。あん摩・マッサージとはり・きゅうの場合は必ず、柔道整復は

	対象の疾病に応じて医師の同意が必要です。必要事項を記入の上、返送してください。
	区嘱託医が審査した後に、医療扶助の給付決定を行います。
	診療報酬の請求に必要な受給者番号等が記入されており、医療扶助の給付決定後に発
压炼光	行されます。生活保護受給者が受診する月単位で区生活支援課が発行し、翌月以降分
医療券	は原則として月2回に分けて一括で発行(医療保険者等向け中間サーバへの登録もし
	くは紙媒体の発券、郵送)します。(Q&Aの2を参照してください。)
	休日や夜間等、福祉保健センターの休庁時に受診を要する場合に生活保護受給者が持
休日・夜間等	参します。
診療依頼証	電子申請システムもしくは翌開庁日以降の電話連絡等により、区生活支援課に医療券
	の発券についてご連絡ください。

3 生活保護開始・廃止時の請求の取扱いについて

(1) 開始時の請求について

生活保護は申請後、調査を行い、その上で開始決定がなされます。生活保護が開始となった場合は、開始日以降の診療が生活保護の医療扶助の対象となります。

保護開始が決定した時点で、区生活支援課から指定医療機関にその旨を連絡します。保護開始 となった場合には、指定医療機関から返送していただいた医療要否意見書に基づいて、区生活支 援課が医療券を発行します。

一方、申請却下または申請取下げとなった場合は、従前の医療保険に請求していただくととも に、一部負担金については患者本人から徴収していただくことになります。

また、生活保護受給者は、国民健康保険法第6条で国民健康保険の適用除外と定められている ため、生活保護の申請前に国民健康保険に加入していた方について、生活保護が開始された場合 には、申請日に遡って国民健康保険の資格を喪失します。社会保険の資格は引き続き適用され、 生活保護の開始決定後は自己負担分(原則3割、高額療養費が適用される場合はその限度額)を 医療扶助で給付します。

オンライン資格確認システムでは、生活保護の開始決定前の段階では従前の医療保険の情報が 資格確認端末に表示されます。生活保護を申請中であることについて医療機関窓口で申出があっ た場合は、従前の医療保険宛の診療報酬請求を保留するようお願いします。

(2) 廃止時の請求について

生活保護は月ごとに世帯の最低生活費と収入を比較し、保護の要否(保護を要するか)と程度 (どの程度の保護を要するか)を決定します。世帯の収入が最低生活費を超えた場合は、保護が 廃止または停止されます。廃止日以降の診療は生活保護の医療扶助の対象外となります。 保護廃止(停止)となった際には、区生活支援課から指定医療機関に連絡し、生活保護受給者には国民健康保険等の加入勧奨を行います。

なお、生活保護は生活保護受給者からの収入等の申告に基づいて決定を行う制度であるため、 生活保護受給者からの申告の時期によっては、日付を遡って廃止(停止)決定することがありま す。このような場合には、遡り廃止(停止)が起こり得ると確認できた段階で、事前に指定医療 機関へ連絡し、請求先の説明をする等の対応をしています。

一方で、収入等の把握が事後になった場合等、やむを得ず、遡り廃止が事前に想定できないことがあり、指定医療機関においてすでに医療券を受領し、診療報酬の請求手続きが済んだ後に、廃止(停止)決定することがあります。その際には請求の取り下げや返戻をお願いすることとなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

第5 医療扶助の内容

施術については「第6施術」をご確認ください。

1 給付範囲

医療扶助は、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次の事項の範囲内において行われます。

- (1)診察
- (2)薬剤または治療材料
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療ならびに施術
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5)病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

2 指定医療機関の診療方針及び診療報酬

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、生活保護法第52条で国民健康保険の例によること(75歳以上の者及び65歳以上の75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある者の診療方針及び診療報酬は、高齢者の医療の確保に関する法律の診療方針及び診療報酬の例によること)とされています。しかし、これに規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによるとされ、生活保護法第52条第2項に定められています。具体的には歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱いにおいて、歯科材料として金位14カラット

以上の金合金を使用すること及び 180 日を超える入院費用以外の保険外併用療養費の給付が認められていないことです。保険外併用療養費の内容は表 6 から表 8 のとおりです。

後発医薬品の取り扱いについては、17ページの4「後発医薬品」を参照してください。

表 5 選定療養

予約診療				
時間外診療				
200 床以上の病院への紹介状なしの				
初診・再診にかかる特別の料金				
制限回数を超える医療行為	医療費本体も含め、生活保護での給付はできません。			
前歯部の材料差額				
金属床総義歯				
歯科の金合金または白金加金				
長期収載品の処方等又は調剤				
う蝕治療後の継続管理	医療費本体も含め、生活保護での給付はできません。			
り既石原仮の胚統官理	ただし、う蝕多発傾向を有しない者に限ります。			
	医療費本体も含め、生活保護での給付はできません。			
差額ベッド	患者の治療上の必要から差額ベッドを使用した場合に			
左供・ソド	は、患者に自己負担を求めてはならないことになってい			
	ます。			
	別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びそ			
	の療養に伴う世話その他の看護を除き、生活保護での給			
180 日超え入院にかかる入院療養	付が可能です。			
	給付にあたり、病状についてお伺いいたしますのでご協			
	力をお願いいたします。			

表 6 評価療養

医薬品の適応外使用	
保険適用前の承認医療機器の使用	区原負本件も占め、生由体唆しの相目はしてよせん。
保険適用前の承認医薬品の投与	医療費本体も含め、生活保護での給付はできません。
高度先進医療を含む先進医療	

医療機器の適応外使用	
	医療費本体も含め、生活保護での給付はできません。
	これは治験にかかる医療費以外も含めた全ての医療扶助の
医薬品・医療機器の治験にかかる	給付を受けずに生活保護受給者が治験へ参加することを妨
診療	げるものではありませんが、稼働能力を有する生活保護受
	給者が治験に参加することにより、就労や求職活動を行う
	ことができない場合などは認めることはできません。

表 7 患者申出療養

	医療費本体も含め、生活保護での給付はできませんが、下記の
	3つ全てを満たす場合には給付について検討することが可能
	です。対象となる可能性がある場合には生活保護受給者を通じ
	て、あるいは直接区生活支援課にお問い合わせください。
医療上必要の高い未承認薬・	①未承認薬・適応外薬の投与がなければ、生命の維持に直接
適応外薬	影響があると認められる。
	②他に代替できる医薬品がない、または代替する医薬品では
	効果が得られない。
	③未承認薬、適応外薬の取扱いについて、主治医の責任の下
	に適切な管理がなされている。

また、生活保護の補足性の原理(「第1生活保護制度」を参照してください)に基づき、障害者総合支援法(精神通院医療や更生医療など)、感染症の予防及び感染症の生活保護受給者に対する医療に関する法律など、他の法律や制度による援助を受けることができる場合はそれらを優先して活用する必要があります。

そのため「生活保護法による医療扶助の適正な運営について」(平成 12 年 12 月 14 日社援第 2700 号厚生労働省社会・援護局長通知)及び「生活保護法による医療扶助のレセプトの点検について」(平成 12 年 12 月 14 日厚生労働省社援保第 72 号社会・援護局保護課長通知)等に基づき、レセプトの資格審査及び内容点検を実施しています。

他法他施策の優先活用のため、やむをえずレセプトの返戻や取下げによる過誤調整を依頼させて いただく場合がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3 調剤

してください。

医療扶助を申請した者から診療の給付とあわせて指定薬局による調剤の給付について申し出が あった場合には、調剤券を発行します。調剤券の情報は、第4の1の医療券と同様にオンライン資 格確認システムに登録し、生活保護受給者がマイナ保険証の利用意向を明らかにしていない場合や、 指定薬局が医療扶助オンライン資格確認の対応を完了していない場合に紙の調剤券を発券します。 指定薬局は調剤券の情報を確認し、必要事項をレセプトに転記して、調剤報酬を社会保険診療報 酬支払基金に請求してください。また、調剤録(または調剤処方せん)に次の事項を記入して保管

- (1)薬剤師法施行規則第16条に規定する事項
- (2) 調剤券を発行した福祉保健センター名
- (3) 当該薬局で調剤した薬剤について処方せんに記入してある用量、既調剤量及び使用期間
- (4) 当該薬局で調剤した薬剤についての薬剤価格、調剤手数料、請求金額、社会保険負担額、他法 負担額及び本人支払額

紙媒体による調剤券の発券、郵送が一律に不要な場合は健康福祉局生活支援課にご連絡ください。 マイナンバー情報の取得が困難な方など、一部の生活保護受給者については医療保険者等向け中間サーバへの登録を行いません。この場合、発券不要のご連絡をいただいた薬局に対しても紙媒体の調剤券の発券、郵送を行います。

4 後発医薬品

(1)後発医薬品の原則使用について

平成30年10月1日付の生活保護法の改正により後発医薬品の使用が原則化され、患者希望のみにより先発医薬品を処方することはできなくなりました。ただしこれは、医師の処方の判断を制限するものではなく、処方医の医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合には、従来どおり先発医薬品を使用することが可能です。また、令和6年10月から患者希望による先発品処方、調剤が選定療養化されました。医療扶助においては一部を除き選定療養に係る給付を行わないとしていることから、選定療養として「特別な料金」を徴収して先発品を処方、調剤することは認められない点にご留意ください。

(2) 使用原則化の対象について

後発医薬品の使用原則化は、生活保護医療扶助の給付が対象です。自立支援医療へ単独請求する場合や、生活保護と併用請求する場合で自立支援医療制度の給付対象となる医薬品については、 従来どおり可能な限り後発医薬品の使用を促しますが、使用原則化については対象外です。ただ し、併用請求の場合で同時に処方された自立支援医療制度の対象とならない医療扶助の給付対象の医薬品は、使用原則化の対象です。

また、準先発品は、先発医薬品に準じた取り扱いを行ってください。(準先発品とは、昭和 42年以前に承認・薬価収載された医薬品のうち、価格差のある後発医薬品があるものです。)

(3) 医療機関での取組のお願い

処方箋を発行される際は次の2点にご留意ください。

- ①処方医の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断している場合 一般名処方または後発医薬品への変更を不可としない銘柄名処方での処方箋を発行して ください。この場合、例外として先発医薬品が使用されるのは在庫がない場合及び後発医薬 品の薬価が先発医薬品の薬価と同額かそれ以上の場合に限られます。
- ②処方医の医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると判断している場合 医師の処方の判断をしばるものではありませんので、先発医薬品を使用することが可能で す。その際は処方箋の変更不可欄にチェックをいれるなど、薬局にその旨が伝わるようにし てください。

また、(4)薬局での取組のお願いに記載しているとおり、生活保護受給者が、一般名処方または後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方箋を持参しているにもかかわらず先発医薬品の処方を希望した場合、薬局のみの判断で先発医薬品の調剤をすることはできません。薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤することとしています。また、やむを得ず区生活支援課へ確認した場合あるいは、休日や夜間等、区生活支援課にも連絡が取れない場合に先発医薬品を調剤した場合、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認することとしています。そのため薬局から問い合わせがあった際はご協力をお願いたします。

(4)薬局における取組のお願い

生活保護受給者が、一般名処方または後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方箋を持参しているにもかかわらず先発医薬品の処方を希望した場合には、後発医薬品の使用原則化の取組内容について説明をお願いします。先発医薬品の調剤ができるのは次の3つの場合に限られます。

- ①薬局において後発医薬品の在庫がない場合
- ②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも同額以上の場合
- ③薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合(要確認)

③の場合には、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で調剤することが必要です。なお、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、区生活支援課に確認のうえで先発医薬品を調剤することも可能としています。また、初回調剤時に、休日や夜間等、区生活支援課にも連絡が取れない場合には、事後的に区生活支援課に報告することとして、先発医薬品を調剤することも可能としています。こうした対応を行った場合は、速やかに(遅くとも次回受診時までに)、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認することが必要となります。

また、先発医薬品を調剤した場合は、調剤報酬明細書の摘要欄に具体的な状況を記載して区生活支援課に情報提供をお願いします。調剤報酬明細書への記載方法は別紙「薬局において先発医薬品を調剤した場合の電子レセプトへの記載方法」を参照してください。なお、紙レセプトによる請求を行う場合も同様の対応をお願いします。

5 治療材料

生活保護受給者から治療材料の給付の申請があった場合、区生活支援課は給付要否意見書を発行します。指定医療機関及び取扱業者は給付要否意見書に必要事項を記入し、区生活支援課に提出してください。区生活支援課では記入された内容に基づいて給付の要否を決定します。

治療材料の給付が承認された場合は、治療材料券・治療材料費請求明細書(請求書)を発行しますので、区生活支援課に直接請求してください。ただし、一般診療報酬の算定方法により支給できる場合及び他法により給付される場合には治療材料の給付はできません。ご不明な点は区生活支援課にお問い合わせください。

表8 主な治療材料

種別	生活保護で支給できる費用		
美叶 壮見 明 <i>碎</i> 华行诗明社 (不字	「障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入		
義肢、装具、眼鏡、歩行補助杖(T字	又は修理に要する費用の算定等に関する基準」の別表に		
杖を除く)	定める額の 100 分の 106 に相当する額		
尿中糖半定料検査用試験紙、吸引器、			
ネブライザー、収尿器、ストーマ装具	必要最小限の実費額(本市の日常生活用具の基準額)		
及び歩行補助杖 (T字杖に限る)			

第6 施術

1 施術の給付内容

給付の範囲は、柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうで、必要最小限度の施術を原則と しています。

上記について、給付要否意見書により指定施術機関及び、同意が必要な施術については主治医に 意見を求め、この意見を基に給付の要否を決定します。

表 9 施術の対象

	柔道整復	あん摩・マッサージ	はり・きゅう		
対象疾病			慢性病であって、医師によ		
			る適当な治療手段がない		
		生活保護受給者の症状が	もの(神経痛、リウマチ、		
	不全骨折を含む骨折、脱臼、	投薬その他の治療によっ	頚腕症候群、五十肩、腰椎		
	捻挫(挫傷)、打撲であり、内	て効果がなく、あん摩・マ	症、頸椎捻挫後遺症の6疾		
	科的原因による疾患は含ま	ッサージの施術が絶対不	病とその類似疾病)。医療		
	れません。	可欠である場合となりま	機関で医療の給付が行わ		
		す。	れている疾病はその給付 期間は施術の給付対象外		
			となります。		
	必要	必要			
	ただし、打撲または捻挫の患				
医師の	部に手当をする場合及び脱	変形徒手矯正術を行って	必要		
同意	臼または骨折の患部に応急	いる場合は毎月医師の同			
	手当をする場合は医師の同	意が必要です。			
	意は不要です。				
給付要否 意見書の 提出		6か月を超えて施術を必			
	3か月を超えて施術を必要	要とするときは、6か月ご	6か月を超えて施術を必		
	とするときは、3か月ごとに	とに給付要否意見書の提	要とするときは、6か月ご		
	給付要否意見書の提出が必	出が必要です。ただし、変	とに給付要否意見書の提		
	要です	形徒手矯正術の場合は毎	出が必要です。		
		月提出が必要です。			

2 施術給付時の医師の同意

生活保護受給者が医師の同意が必要な施術を受ける場合、区生活支援課は主治医の同意の有無を 主治医の給付要否意見書への記載で確認します。直近の診察の診察に基づいて施術の必要性につい て判断の上、給付要否意見書にご記載ください。

継続して施術を受ける場合は、各有効期間の最終月に施術者が施術の内容・頻度、患者の状態・ 経過等を記入した施術報告書を患者等を通して交付します。その報告書及び直近の診察の診察に基 づいて継続の必要性を判断の上、給付要否意見書にご記載ください。

なお、医師の同意を施術者が代理で記載することは認められません。

3 療養費同意書交付料

医療扶助は原則として国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によることとされています。しかし、いくつか例外があり、療養費への同意を書面で行った場合の取扱いもその一つです。

国民健康保険では、主治医が、診察に基づいて、療養の給付を行うことが困難であると認めた患者に対し、あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうの施術に係る同意書または診断書を交付した場合に療養費同意書交付料を算定することができます。

一方、医療扶助では給付要否意見書の医師同意欄への記入を医師に求めるため、別紙での同意書の添付は不要です。また、給付要否意見書への記入は指定医療機関担当規定第7条において無償で行うことと定められています。

生活保護受給中の患者への施術に同意をされた場合には、患者あるいは施術者にその旨を口頭で お伝えになるか、あるいは給付要否意見書への記入のみ行ってください、

第7 指定医療機関に対する個別指導及び検査

1 指定医療機関に対する個別指導

(1)目的

指定医療機関に対する指導は、生活保護受給者に対する援助の充実と自立助長に資するため、 法による医療の給付が適切に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底 を図ることを目的としています。

(2) 対象

全ての指定医療機関

(3) 内容

市職員が、生活保護受給者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

指定医療機関に対する指導は、厚生労働省と共同で行う場合(共同指導)があります。

2 指定医療機関に対する検査

(1)目的

生活保護受給者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底せしめ、もって医療扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

(2) 対象

指定医療機関は次のいずれかに該当する場合に検査の対象とします。

- ・診療内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- ・診療報酬の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- ・度重なる個別指導によっても診療内容または診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- ・正当な理由なく個別指導を拒否したとき。

(3) 内容

生活保護受給者の診療内容及び診療報酬請求の適否その他医療扶助の実施に関して、診療報酬明細書(調剤報酬明細書を含む。)と診療録(調剤録を含む。)その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地で行います。なお、必要に応じて生活保護受給者についての調査も合わせて行います。

指定医療機関に対する検査は、必要に応じ厚生労働省と共同で行う場合があります。

第8 指定医療機関の遵守事項

生活保護法及び中国残留邦人等支援法により指定された指定医療機関は、次の事項を守っていただくことになります。これらは、生活保護法第50条、生活保護法施行規則第13条、第14条、第15条及び指定医療機関医療担当規程に定められています。生活保護法(抜粋)及び生活保護法施行規則は横浜市Webサイトに記載されています。

- 1 区生活支援課から委託を受けた生活保護受給者について懇切丁寧に医療を担当してください。
- 2 指定医療機関医療担当規程を守ってください。
- 3 生活保護受給者の医療について厚生労働大臣または都道府県知事(横浜市の場合は横浜市長) の行う指導に従ってください。
- 4 届け出が必要な事由が生じた場合には、届け出を速やかに行ってください(本手引き第3の3 参照)。
- 5 生活保護法指定医療機関であることについて、掲示やインターネットを活用した方法等により わかりやすく情報提供を行ってください。

第9 その他

1 生活保護受給者の病状把握

区生活支援課には被保護世帯ごとに担当のケースワーカーがおり、生活保護受給者の援助にあたっています。援助に際し、生活保護受給者の病状や治療見込み、薬剤の処方状況の確認、就労の可否、頻回受診(※)の状況等を把握するため、ケースワーカーが指定医療機関に病状調査に伺う場合があります。

指定医療機関は生活保護受給者の同意がなくとも、個人情報である生活保護受給者の病状について生活保護の実施機関に回答することができます。(個人情報の保護に関する法律第27条第1項の「法令に基づく場合」に該当します)また、医療担当規程第7条により、指定医療機関は実施機関による生活保護受給者の病状等に関する調査に無償で協力していただく必要があります。また、診療報酬上も診療情報提供料の算定はできません。

病状調査は生活保護受給者の健康管理への助言や自立のための援助、医療扶助の適正実施に欠か せないことですので、ご協力をお願いいたします。

※頻回受診とは、医療扶助による外来生活保護受給者(歯科を除く)の受診が、把握月のレセプト (連名簿を含む。)により、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を 15 日以上受診してい る者のうち、対象となる診療月から前々月の通院日数の合計が 40 日以上になる状態を指します。 対象者は担当ケースワーカーがその必要性や妥当性を検討することとしています。(平成 14 年 3 月 22 日付の厚生労働省社会・援護局保護課長通知 頻回受診者に対する適正受診指導要綱)

2 医療扶助給付の際の必要書類

(1) 医療(給付)要否意見書の記入と返送

医療の給付決定は、医療(給付)要否意見書、事務連絡票の内容に従って行います。書類が医療機関から返送されなかったり、記入に不備等があったりしますと、給付を決定することができません。速やかに医療券をお送りするためにも本手引き末尾に添付の記入例をご参照いただき、ご記入の上ご返送くださいますようお願いいたします。

なお、記入は指定医療機関担当規定第7条に基づき、無償で行っていただくことになります。 記入方法については医療要否意見書の裏面等を参考にしていただき、何かご不明な点がありましたら、区生活支援課にお問い合わせください。

3 文書料等について

他法の活用にあたり、診断書等の作成をお願いすることがあります。医療機関により診断書等の 金額は異なりますが、生活保護では給付できる文書等の種類及び費用の上限が定められています。 表 10 生活保護で給付できる文書料等の上限

対象文書等	金額	
自立支援医療(精神通院医療)の申請に要する診断書作成料及び	3,000 円以内の額	
手続き協力料	(非課税)	
特定医療費(指定難病)の支給認定にかかる申請に要する診断書 (臨床調査個人票)の作成及び手続き協力のための費用(難病の 生活保護受給者に対する医療等に関する法律関係)	5,000 円以内の額 (非課税)	
特定医療費(指定難病)の診断書(臨床調査個人票)の添付書類における複写フィルムや電磁的記録媒体(CD-R 等)にかかる費用	1,000 円以内	
検診命令(生活保護法第28条により、各区生活支援課が生活保護受給中の方、または申請されている方の病状を把握する必要があると認めたときに検診を受けるべきことを命じたもの)により検診結果を施行規則に定める様式以外の書面により作成する必要がある場合の文書料	4,720 円以内の額 (課税)	
検診命令のうち、障害認定にかかるもの	6,090 円以内	

問1 「医療券・調剤券」とはなんですか。

(答)

社会保険等における保険証に相当するもので、生活保護受給者が受診した月単位で区生活支援課が発行します。医療券・調剤券の情報はオンライン資格確認システムに登録し、生活保護受給者がマイナ保険証の利用意向を明らかにしていない場合や、指定医療機関が医療扶助オンライン資格確認の対応を完了していない場合に紙の医療券・調剤券を発券します。

問2 「医療券・調剤券」はいつ頃送られてきますか。

(答)

継続受診の場合は、受診月の前月の下旬と当月の中旬の2回に分けて一括でオンライン資格確認 システムに登録もしくは郵送することを原則としています。生活保護受給者が持参する場合や、初 診や月末の受診の場合などに随時登録、送付することもあります。

問3 「医療券・調剤券」が区生活支援課から届きませんが、どうしたらよいでしょうか。

(答)

オンライン資格確認システムでも資格情報の確認ができない場合は、当該生活保護受給者が生活保護を受給している区生活支援課へ連絡してください。

医療の給付の決定、医療券情報の登録、発券は、医療機関から返送された医療要否意見書、事務連絡票を嘱託医が確認した後に行われるため、時間を要することがあります。区生活支援課から送付した医療要否意見書、事務連絡票が未返送の場合は、早めの返送をお願いします。

また、問1のとおり生活保護受給者、指定医療機関の状況により紙の医療券を発券しない場合があります。

問4 75歳以上の生活保護受給者や65歳以上75歳未満で高齢者の医療の確保に関する法律で 定める程度の障害の状態にある生活保護受給者などの請求はどうしたらよいでしょうか。

(答)

高齢者の医療の確保に関する法律第 51 条の規定により、生活保護受給者は後期高齢者医療制度の 適用除外となります。診療方針及び診療報酬は後期高齢者医療制度の請求点数で請求し、レセプトの 特記事項欄に「(04) 後保」と記入してください。

該当者については区生活支援課からお送りする医療券に『後保』と記載されています。

問5 医療費・薬剤費はどのように請求すればよいでしょうか。

(答)

区生活支援課が登録・送付した医療券・調剤券の情報に基づき、レセプトに氏名・公費負担者番号・ 受給者番号などを転記し、社会保険診療報酬支払基金に請求してください。

健康保険または他の公費負担医療等の他法と併用の生活保護受給者の場合は、保険者番号等、被保 険者番号等の記入とあわせて、生活保護の公費負担者番号・受給者番号を記入し、社会保険診療報酬 支払基金に請求してください。

問 6 医療費の一部を生活保護受給者から徴収するようとの連絡が区生活支援課からありました。どのような仕組みになっているのでしょうか。

(答)

例外的に、医療費の一部を生活保護受給者が支払う本人支払額が発生することがあります。その場合、本人支払額を除いた残りの医療費を、レセプトで請求していただくことになります。

医療券の情報に本人支払額が含まれていますので、金額を確認の上、診療報酬を請求してください。 詳しくは区生活支援課からお知らせします。

問7 生活保護の医療扶助と国民健康保険には取扱いに異なる点があると聞きました。どのよう な点が異なるのでしょうか。

(答)

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、生活保護法第 52 条で国民健康保険の例によること (75 歳以上の者及び 65 歳以上の 75 歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある者の診療方針及び診療報酬は、高齢者の医療の確保に関する法律の診療方針及び診療報酬の例によること) とされています。しかし、これに規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによるとされ、生活保護法第 52 条第 2 項に定められています。

具体的には歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱いにおいて、歯科材料として金位 14 カラット以上の金合金を使用すること、180 日を超える入院費用以外の保険外併用療養費の給付が認められていないことです。生活保護で認められない保険外併用療養費の内容の詳細は 15 ページを参照してください。

後発医薬品の取り扱いについては、17ページの4後発医薬品を参照ください。

問8 生活保護受給者については後発医薬品の使用が原則であると聞きました。生活保護受給者に 調剤する薬は全て後発医薬品でないといけないのでしょうか。

(答)

処方医が後発医薬品の変更を不可としている場合や、薬局に備蓄がない、後発医薬品の薬価が先発医薬品と同額かそれ以上、後発医薬品が存在しない、などの場合は、先発医薬品を調剤することが可能です。令和6年10月から開始された選定療養としての患者希望による先発品の処方は、生活保護受給者に行うことはできません。自立支援医療などの他法資格を有している場合の取り扱いについては間9を参照してください。

問9 生活保護受給者で、自立支援医療制度の資格がある場合も後発医薬品の使用が原則なのでしょうか。また、社会保険の資格を有している場合はどうなりますか。

(答)

後発医薬品の使用原則化は、生活保護医療扶助の給付を行う場合に限られます。自立支援医療で 単独請求する場合や、生活保護と併用請求する場合で処方する先発品が自立支援医療制度の給付対 象となる医薬品については、従来どおり可能な限り後発医薬品を使用するということになりますが、 使用が原則ということではありません。併用請求の場合で、処方された医薬品が自立支援医療制度 の対象とならない場合(当該薬品に係る費用を医療扶助に請求する場合)は、後発医薬品の使用を原 則とします。

また、社会保険の資格を持つ受給者の診療・調剤報酬を併用請求する場合は、健康保険の自己負担部分について医療扶助で給付するため、処方される医薬品全てが使用原則化の対象です。

問 10 準先発医薬品や基礎的医薬品も後発医薬品の使用原則化の対象ですか。

(答)

昭和 42 年以前に承認・薬価収載された医薬品(準先発医薬品)及び平成 30 年度診療報酬改定における「基礎的医薬品」の対象成分は、厚生労働省 Web サイト(薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について)で案内している「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」が空欄となっているため、この取組の対象外です。

問 11 生活保護受給者については後発医薬品の使用が原則とのことですが、処方箋の発行の際など何か気を付けることはありますか。

処方箋を発行される際は次の2点にご留意ください。

- ①処方医が医学的知見に基づき後発医薬品の使用が可能であると判断している場合
 - 一般名処方または後発医薬品への変更を不可としない銘柄名処方として処方箋を発行してください。この場合、後発品の在庫がない、もしくは後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価と同額かそれ以上の場合に限り先発医薬品の調剤が認められます。
- ②処方医が医学的知見に基づき<u>先発</u>医薬品の使用が必要であると判断している場合 医師の処方の判断をしばるものではありませんので、従来どおり先発医薬品を使用することが可能です。その際は処方箋の変更不可欄にチェックをいれるなど、薬局にその旨が伝わるようにしてください。

生活保護受給者が、一般名処方または後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方 箋を持参し、かつ先発医薬品の処方を希望した場合、薬局のみの判断で先発医薬品を調剤すること はできません。そのため薬局から処方医に疑義照会が行われることや、休日や夜間等にやむを得ず 先発医薬品を調剤した場合に、後日薬局から情報提供の連絡が入ることがあることをご承知くださ い。

問 12 生活保護受給者が一般名処方または後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方 の処方箋を持参していますが、先発医薬品の処方を希望しています。どうしたらよいでしょ うか。

(答)

生活保護受給者が、一般名処方または後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の処方箋を持参し、かつ先発医薬品の処方を希望した場合には、後発医薬品の使用が原則であることについて説明し、次の3つの場合いずれかにあてはまる場合に限り先発医薬品を調剤してください。

- ①薬局において後発医薬品の在庫がない場合
- ②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも同額以上の場合
- ③薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合(要確認)
- ③の場合には、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認した上で、調剤してください。処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合に限り、区生活支援課に確認のうえで先発医薬品を調剤することも可能です。休日や夜間等で、区生活支援課にも連絡が取れない場合には、事後的に区生活支援課に報告することとして、応急的に先発医薬品を調剤することも可能ですが、こうした対応を行った場合は、速やかに(遅くとも次回受診時までに)、処方医に対し調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認してください。

先発医薬品を調剤した場合は、調剤報酬明細書の摘要欄に理由を記載してください。調剤報酬明細書への記載方法については別紙「薬局において先発医薬品を調剤した場合の電子レセプトへの記載方法」を参照してください。

問13 調剤報酬明細書の摘要欄に理由を記載するのは、どのような場合ですか。

(答)

処方医が後発医薬品への変更を不可としておらず (一般名処方を含む)、かつ次の3つのいずれかに該当して先発医薬品を処方した場合に、理由の記載をお願いします。

- ①後発品の在庫がない
- ②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価と同額以上
- ③薬剤師の専門的知見から先発医薬品を調剤する必要はあると考えられ、処方医に疑義照会を行い、医師より先発医薬品が必要と判断された

医師が後発医薬品への変更を不可としている場合や、後発医薬品への変更を可としているが後発医薬品が存在しない場合、摘要欄への記載は不要です。

なお、「診療報酬の記載要領等について」で定められているとおり、一般名処方が行われた医薬品 について後発医薬品を調剤しなかった場合の理由は記載が必要です。

問 14 摘要欄に先発医薬品を調剤した理由等についての記載を忘れて請求をしてしまいました。 レセプトは返戻されますか。

(答)

摘要欄の記載が無いことのみを理由にレセプトを返戻することはありません。

問15 未装着義歯の請求はどのようにしたらよいでしょうか。

(答)

- 1か月程度待っていただいた上で、装着料を差し引いた額を請求していただくことになります。
 - ①義歯製作月の請求をまだ行っていない場合
 - ⇒当該月の診療報酬明細書により、診療報酬支払基金に請求してください。
 - ②義歯製作月の請求をすでに行っている場合
 - ⇒区生活支援課に連絡してください。

通常使用するレセプトとは別の明細書、請求書等を送付しますので、そちらに必要事項を記入 し、直接区生活支援課に請求してください。

問 16 生活保護受給者は生活保護以外の医療の法律は使用することができないのですか。併用して利用できる医療の法律には、どのようなものがありますか。

(答)

生活保護法は他法優先を原則としており、併用して使える法律がある場合にはそれを利用することになっています。現在で併用して利用できる法律には健康保険法、障害者総合支援法、感染症予防法、難病の患者に対する医療等に関する法律等がありますが、法改正等により変更される場合があります。他法の活用が可能な場合、それらの申請のために必要な書類の作成などをお願いする場合がありますので、ご協力ください。

問17 要否意見書や給付要否意見書、事務連絡票の作成料は請求できますか。

(答)

医療要否意見書、給付要否意見書、事務連絡票の作成料の請求はできません。これは、指定医療機関医療担当規定第7条に「生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない」と定められているためです。

また、診療報酬上も診療情報提供料の対象ではありません。

問 18 夜間や休日など福祉保健センターが開いていないときに、生活保護受給者が受診しました。どのような手続きが必要ですか。

(答)

夜間や休日など、診療依頼書等の区生活支援課が発行する書類を生活保護受給者が持参できない場合があります。その際は、休日・夜間等診療依頼証により生活保護を受給中であることを確認のうえ診療を行い、区生活支援課にご連絡ください。区生活支援課への連絡は電子申請システムにより休日、夜間を問わず受け付けます。電話での連絡は、開庁日の8時45分から17時までの間にお願いします。

区生活支援課では、後日、医療券を登録、送付します。なお、休日・夜間等診療依頼証は年度ごと に切り替えて発行していますので、当該年度の依頼証であることをご確認ください。

診察の結果入院となり、生活保護受給者自身が連絡できない場合は区生活支援課へご連絡ください。

問 19 生活保護を申請中の患者の医療費の請求はどうしたらよいですか。国民健康保険は使えるのでしょうか。

(答)

生活保護は申請後、調査を行い、その上で開始決定がなされます。生活保護が開始となった場合は、 開始日以降の診療が生活保護の医療扶助の対象となります。

保護開始が決定した時点で、区生活支援課から指定医療機関にその旨を連絡します。保護開始となった場合には、指定医療機関から返送していただいた医療要否意見書に基づいて、区生活支援課が医療券を登録、送付します。

一方、申請却下または取下げとなった場合は、申請時点で加入していた医療保険に請求し、一部負担金を患者本人から徴収してください。

また、生活保護受給者は、国民健康保険法第6条で国民健康保険の適用除外と定められているため、 国民健康保険は使用できません。生活保護の申請前に国民健康保険に加入していた方の生活保護が開始された場合は、申請日に遡って国民健康保険の資格を喪失します。問16に記載した他法の資格は継続されますが、生活保護の開始により自己負担額が変更される場合があります。

問20 ケースワーカーから病状調査を依頼されました。病状調査とはなんですか。

(答)

病状調査は、ケースワーカーが生活保護を受けている方の療養上の相談に応じたり、病気を理由に 生活保護を受けている方に対し適切な助言指導を行うために、指定医療機関に病状や治療見込み、就 労の可能性等について伺うものです。指定医療機関医療担当規程第7条により、指定医療機関は実施 機関による生活保護受給者の病状等に関する調査に無償で協力していただく必要があり、診療報酬上 も診療情報提供料の算定の対象とはなりません。生活保護の目的である自立の助長を図るための重要 な取組ですので、ご協力をお願いいたします。

個人情報の取り扱いについて、病状調査は個人情報の保護に関する法律第27条第1項に定める「法令に基づく場合」(生活保護法第50条、指定医療機関医療担当規程第7条)に該当します。そのため、区生活支援課は本人の同意を得ずに医療機関から情報提供を受けることができます。

※詳しくは、厚生労働省 WEB サイトの以下のページをご覧ください。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス (平成29年4月14日通知、令和5年3月最終改正)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html

問 21 入院し、手術を受ける生活保護受給者がいますが、身寄りがいません。手術の同意書や 連帯保証人等の書類をケースワーカーが記入することはできますか。また緊急連絡先にな ってもらうことはできるのでしょうか。

(答)

ケースワーカーは受給者の家族ではなく、また法的な代理権もありません。そのため手術の同意や連帯保証人となることはできません。緊急時の連絡については開庁時間中は可能ですが、休日、夜間に対応する体制とはしておりません。ケースワーカーは受給者の支援にあたり緊急連絡先の確保に努めておりますので、不明な点については個別にご相談ください。

横浜市区生活支援課一覧

		所在地	電話	公費負担者番号
鶴見区生活支援課	₹ 230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	510-1782	12141016
神奈川区生活支援課	₹ 221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	411-7105	12141024
西区生活支援課	₹ 220-0051	西区中央 1-5-10	320-8407	12141032
中区生活支援課	₹231-0021	中区日本大通 35	224-8241	12141040
南区生活支援課	₹232-0024	南区浦舟町 2-33	341-1203	12141057
港南区生活支援課	₹233-0003	港南区港南 4-2-10	847-8404	12141065
保土ケ谷区生活支援課	₹240-0001	保土ケ谷区川辺町 2-9	334-6314	12141073
旭区生活支援課	₹241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	954-6104	12141081
磯子区生活支援課	₹235-0016	磯子区磯子 3-5-1	750-2405	12141099
金沢区生活支援課	₹ 236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	788-7814	12141107
港北区生活支援課	₹ 222-0032	港北区大豆戸町 26-1	540-2329	12141115
緑区生活支援課	₹ 226-0013	緑区寺山町 118	930-2318	12141123
青葉区生活支援課	₹ 225-0024	青葉区市ケ尾町 31-4	978-2446	12141172
都筑区生活支援課	₹ 224-0032	都筑区茅ケ崎中央 32-1	948-2311	12141180
戸塚区生活支援課	₹ 244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	866-8431	12141131
栄区生活支援課	₹ 247-0005	栄区桂町 303-19	894-8400	12141156
泉区生活支援課	₹ 245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	800-2400	12141164
瀬谷区生活支援課	₹246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	367-5705	12141149

^{※「}中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の医療支援給付に関する問い合わせ先は41ページをご覧ください。

指定医療機関医療担当規程

昭和 25 年 8 月 23 日 厚生省告示第 222 号 最終改正 平成 30 年 9 月 28 日 厚生労働省告示第 344 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条第 1 項の規定により、指定医療機関医療担当規程を 次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第1条 指定医療機関は、生活保護法(以下「法」という。)に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする生活保護受給者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

- 第2条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を 所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。
- 第3条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その 者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなけれ ば診療をしてはならない。

(診療時間)

第4条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

(援助)

- 第5条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたときは、 速やかに、患者が所定の手続きをすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければなら ない。
 - 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 三 移送
 - 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

第6条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下、「医師等」という。)は、投薬又は注射を行うに当

たり、後発医薬品(法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

- 2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な 体制の確保に努めなければならない。
- 3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記入された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

- 第7条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。
- 2 指定医療機関は患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する 費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。 (診療録)
- 第8条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記入し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第9条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存 しなければならない。

(涌知)

- 第10条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、 すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。
 - 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
 - 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第 11 条 指定医療機関である健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、第 5 条の規定は適用せず、第 8 条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によって」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えては後期高齢者医療の例によって」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替え

て適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第 12 条 指定医療機関である薬局にあっては、第 5 条の規定は適用せず、第 8 条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

第13条 第1条から第10条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第1条から第5条まで及び第7条から第10条までの規定は、指定助産機関又は指定施術者が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

昭和 34 年 5 月 6 日 厚 生 省 告 示 第 125 号 最終改正 平成 28 年 厚生労働省告示第 196 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第52条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。) の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和25年8月厚生省告示第212号)は、昭和33年12月31日限り廃止する。

生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行わない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。)につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の 額は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活 保護法(昭和25年法律第144号)の基本原理及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。
- 5 75 歳以上の者及び 65 歳以上 75 歳未満の者であって「高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成 19 年政令第 318 号) 別表に定める程度の障害の状態にあるもの (健康保険法 (大正 11 年法 律第 70 号) 若しくは船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号) の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号) 若しくは地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法 律第 152 号) に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律 第 245 号) の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。) に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者 (同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。) 及び同法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者 (同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。) にあっては高齢者の医療

- の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 78 条第 4 項の規定による厚生労働大臣の定める 基準及び同法第 79 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。
- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第 45 条第 3 項(同法第 52 条第 6 項、第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定めの契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第 19 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項に該当する場合にあっては現在地とし、同条第 3 項に該当する場合にあっては入所前の居住地又は現在地とする。)を有する生活保護受給者について当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬は、当該定めの例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法 (昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは 同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施 設 がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は 医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあっては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準者しくは同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準の規定による厚生労働大臣の定める基準の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。
- 8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があったときは、第6項の規 定は、これを適用しない。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の医療支援給付の取扱い

生活保護法による医療機関の指定申請は、生活保護法の規定に基づき、指定等の手続きを行っておりますが、平成19年12月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正が行われたことにより、平成20年4月1日より中国残留邦人等に対する医療支援給付等が創設され、生活保護法に準じた扱いがされることとなりました(平成26年10月より、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」(以下、「中国残留邦人等支援法」という。)に変更となっています。)。

そのため、平成 20 年 4 月 1 日以降の新規指定については、生活保護法の指定申請と中国残留邦人等支援法による医療支援給付を同時に指定します。つきましては、中国残留邦人等支援法の医療支援給付の取扱いにご理解とご協力をお願いいたします。

1 医療支援給付の概要

医療支援給付の範囲や診療報酬等は、基本的に生活保護法の医療扶助の取扱いを準用します。 支援給付の対象者は、生活保護受給者と同様に、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の適用除 外となることから、被用者保険や他法他施策により医療給付がなされる場合を除き、医療費の全額 が医療支援給付の対象となります。

2 医療支援給付の対象者

中国残留邦人等支援法により老齢基礎年金の満額支給を受けてもなお生活の安定しない中国残留邦人等及びその配偶者で横浜市から支援給付決定を受けている者

3 医療支援給付の給付手続き

医療支援給付は、本人の申請に基づき、必要に応じて医師の要否意見書をいただいた上で、実施 機関において給付の決定を行います。

給付の手続きについては、医療扶助と異なり、「支援給付の実施機関は医療機関に対して直接医療券を交付すること」とされています。そのため、医療券の発行については原則、実施機関と医療機関で直接やりとりを行うこととなり、患者本人は医療機関に医療券を持参しません。

本市においては、国の指針に従い支援給付対象者に「本人確認証」を発行しています。医療機関窓口においては、本人確認証により本人確認を行った上で受診していただくことになりますので、ご配慮をお願いします。また医療券の送付や受診については速やかに連絡いただくようお願いします。

医療支援給付に係る報酬の審査支払い

診療報酬の支払審査業務は、生活保護同様に社会保険診療報酬支払基金に委託しています。 公費負担者番号の法別番号は「25」です。

実施機関 5

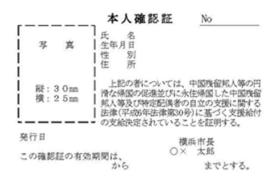
横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当

6 本人確認証について

横浜市では下記のとおり、本人確認証を発行しています。

なお、他市が発行する本人確認証には、横浜市が発行するものと異なる場合があります。

(裏面) (表面)



(注意)

- (1)この確認証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできません。 (2)この確認証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出てください。 (3)この確認証は、次の場合は直ちに発行者に返納してください。
- - 」この確認証は、次の場合は亘りに完けるには ①御本人が支援給付を受けなくなったとき。 ②確認証の記載事項に変更があったとき。
 - ③確認証の有効期間が満了したとき。
 - ④確認証が使用に耐えなくなったとき.
- ⑥確認証が再交付された後、紛失した確認証を発見したとき。
- (4)医療機関で受診する際には、この確認証を窓口に提示してください。

(実施機関)

所 在 地 横浜市中区本町6-50-10

連絡先 横浜市健康福祉局 援護対策担当

電話番号 045-651-7777(直通)、671-2425

※備考

- (1) 再発行の場合は、再発行と表示する。
- (2) フィルムで完全密封する。
- (4) 有効期限は原則2年ごと(偶数年の4月)に更新し、発行する。

(※新規支援対象者を除く)

その他

中国残留邦人支援給付に関することについては、下記にお問い合わせください。

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

TEL 045-651-7777 (相談員直通) / 045-671-2425

FAX 045-664-0403

交付番号

供質	覧 欄				受付金	年月日				印	
課長	툿	指導員	地区担当	医療	担当					<u>'</u>	
医科	医療	要否意	見書				ı		入 力		
ケース番号	į-	員番	个来 後保						担	13	
住 氏 に係	所名る	年月日	日以降の医療の関	要否につ	いて意	見を求	めます。	年	生		
				横沙	兵市		福祉	保健セン	ター長		
			院(所)县	長様							
傷はって	3)	診断が確定せ 疑義がある場 の疑い」とご記	合は「000	※ 初診年	(保か)	記載不 健センタ ら特段 <i>0</i>	月日は原 要です。 マー生活 O求めが	区福祉 支援課 あった	転	年	月 日
(4) 5) 6)	の残い」とこ 記	:X\/:201.	月日	(3) (6)		•	さい。 _月 日	帰治癒		
今後の診療見込	またター	、臨床検査結 ·生活支援課か	「記入ください。 果等の記入を福いらお願いした場で記入ください。			入	福· •退院F	祉保健セン]	ケターク		
み **	《必要な	は通院の頻度	毎日・週3回り	<u> </u>	込要な	通院の制	 須度) 医療費	·概質」	は原則	اطا
診見 込	入院名	ト かり	概	※ 医 カ	記載不	要です	。区福祉	· 保健セン ·場合のみ	ター生	活支援	課
期 療間	入院	カンノ	日間 算	療	-4/~I		1 1/	(ノ ヽ ツロイコ)
上記は横浜			入院外)の医 保健センター長	宛					ナ。 年	: 月	
			医	定 所在: 療 院 (関 担当	所)	長	長名も	当医のお名 ご記入く			(院
※ の 意 見 医											

※印欄は福祉保健センターから依頼があったときに記入してください。※※印欄は福祉保健センターが記載します。この意見書により医療券を発行しますので、速やかに返送してください。

	供覧欄				受付金	年月日				印		
	課長	指導員	地区担当	医療	担当					<u> </u>		
Į	ا ما ا		₽.1. →		<u> </u>	<u> </u>						
	精神	疾 患 入	、院要	台 意	見	書					入	
,			- L			\t- -			1.	H M	力	
	·ス番号 君氏名	員番 入	院 市費 後保 生 ※患者住	:所		精神				旦当 社会保険	地[玄 他法
7• (7E	, n > 0- n			-///						LAMM		
※指	旨定医療機関名		l l	[学/司	に/ 巨株	※※患者	の職業		※※発病	E	E D	П
			:の医療の	<u></u> 版 (だ	斤)長様	現在の入	院形態			<u> </u>	手 月	日
要否	らについて意見 構		冨祉保健センター	- 長		当院入院	年月日		(入院形態)		
			田田水匠にググ				年	三月	月	()
疖	病 名 1. 主な精	青神障害		2.合	併精神障	害			3.合併身体	本障害		
* *	生活歴および現病	歴(精神科または神経	科受診歴等を含め記	入してくださ	ネハ)	初回入院				~		
						前回入院初回から前		の入院同	数 計	~	回	
			ハただきますの ^っ	で、できる	るだ	過去6か月	間の「		2回 Ⅲ3回	以上Ⅳな		
	け詳しくご記		当する項目を選	ロレ ナノナ	: <u>:</u> +	外泊の第 過去6か月	間の「		可Ⅱ動揺伸			 善傾向
	よた、他の無い。	川こ グいては設当	日 9 の項目で歴)(U C \ /:		病状または 像の変化の	概要	特記事)
	- 0					用去のね		外出禁 [院内外				
						現在の外	(2 他の患者	首同伴 3 看	護者、家	族等同伴)
		(陳述者氏名	<	売柄)	許可の別	ш	[院外外 (1 異数		쓰므 쓰 이 포	二苯类 字	北 田(山)
現	I 抑うつ状態				焦燥・激起	 或 4. 精神			2 他の患者 責感 6. F			<u> </u>
在						9. その他()
	Ⅱ 躁状態		高揚気分 2. 多弁・ その他(多動 3.	行為心迫	4. 思考	奔逸 5.	. 易怒性•	被刺激性亢	進 6. 誇	大性)
の	Ⅲ 幻覚妄想		幻覚 2. 妄想 3.	させられ体	験 4.	思考形式の阿	障害 5.	. 奇異な行	· 為 6. その	の他()
病	IV 精神運動		滅裂思考 2. 硬い		, , , , ,)
状	V 昏迷状態		無言 2. 無動·無反)
	VI 意識障害 VII 知能障害		意識混濁 2.(夜間 精神遅滞 1.軽度				怛()
又	VII AHRIPED		認知症 1. 全体的				4. その化	<u>h</u> ()
は	Ⅷ 人格の病的		人格障害 1. 妄想						0他()
状			残遺性人格変化 1)
	IX その他		性心理的障害 1.					小児愛	4. その他()
態			薬物依存1. 覚醒剤2 アルコール症	. 有機俗剤	J3.	*4. ての他()
像			その他(作	業療法	有(院内	勺 ・ 院外	h) · 無)
	、院外 I 医療	寮上の問題 1		H. H. W.	^ <i>\\</i>	4 110 111 5		医学的		. 要入院图		
医	療が	2 5	症状不安定 3その他(. 身体的征	合併延官	4. 版州官		於合判断		. 要入院夕 . 医療不要		()
	I難な II その	つ他の問題 1	. 家族の受入が固			に指導を要		既 算	今回診療	日以降1か	月間(円)
	<u> </u>	3 (1 要する 2)	住居確保が困難要しない) ものと		その他(※福祉	-		2か月目じ 託医の意見		目まで(円)
			有		日		-		,			
黄浜	市 福祉	保健センター 長 所 在 地 ┏	夗									
,	IA 근무 근무 MA 모모	名称	ご担当医のお名	前だけで	でな							
ł	指定医療機関		〈院長名もご記〉	入ください	١,							
		担当医師										

供覧欄				受付金	年月日				F	印		
課長	指導員	地区担当	医療担	旦当		_				'		
										ı		
訪問看護要	否意見書	<u>+</u>							入			
									力			
ケース番号	員番 外来	市費後保		併給					担当	i		
医療承認期間	年	月日~	~		年	月	日		地区			
住 所												
氏 名		1版の計用手業	の悪不り	1	マギロ	* -	<u>-</u> -		生			
に係る 年	月 日以	从降の訪問看護	の要否に	_つ(ハ	(恵兄	ど氷め		п	н			
				横浜	古	垣丸	年 L促健-1	月 センター	- 上			
		<u> </u>	克(所)長橋		111	11811	山水))		K			
ナ セフ 庁 月						訪問表	看護		F	п		
主たる病名						開始年			年	月		日
症状·治癒状態		_					_					
近小·百惠小惠			できるだり									
(改善の見込み等)			伏∙治癒∜	天 悲寺	をこ記.	人くださ						
		L					_					
訪 問 看 護		か月		問 ā 込 [f 護 団数	$\frac{1}{2}$	1回 2回	4	4回以上 その他	_		
見 込 期 間		か月		 1週当		2 3	2回	5 (その他 週当た	<u>-</u> り	口)
実施が適当と	所在地						<u> </u>					/
思われる	171114111											
訪問看護事業者	名称											
上記のとおり訪問		要する 2 要しな	い)と認め	ます。								
									年	月		日
横浜市	福祉	Ŀ保健センター!	-		<i>5-21</i>			- a lu f		- h. /P-		
		指定 医療	所在地						ろ前だけて ださい。	こなくじ	T	
			担当医	(所) 師(診療		又	石でこ	心人へ	/201°			
	1 訪問	問看護の要否(更しない)					
嘱託医意見		問看護見込期間			, <i>「</i> 月)	0	,					
		問看護見込回数				口	(週	当たり		回))
	4 参	考意見										
									年	月		日
						嘱託图	Ē					

年 (提出先) 月 日

医療機関 所在地

名 称

次の患者の要否について連絡します

	の要否につ	77、C连	://ロ し	<u>ہ ۲ ،</u>		т.	<i>F</i>						
* ケー	ース No.				*	氏	名		(年	月	日生)
傷	(1))					
病	(2)		傷 ^別 い。	靑名を	ご記	入くが	ごさ						
名	(3))					
						診り	· 見	ž	<u> </u>	нн			
医		平成		年		月以降	译分		見	込の	れた時 月数に での予	·○を′	つけ、
療	要	1	カゝ	月	•	2	カュ	月	•	3	カュ	月	
要		4	カュ	月	•	5	カュ	月	•	6	カュ	月	
•						(]	区成		年	月	まで)	
否		治							中				
	否	ゆ			月		日		止			月	日
連													
絡							ノター						
事							いるこ			.			
項													

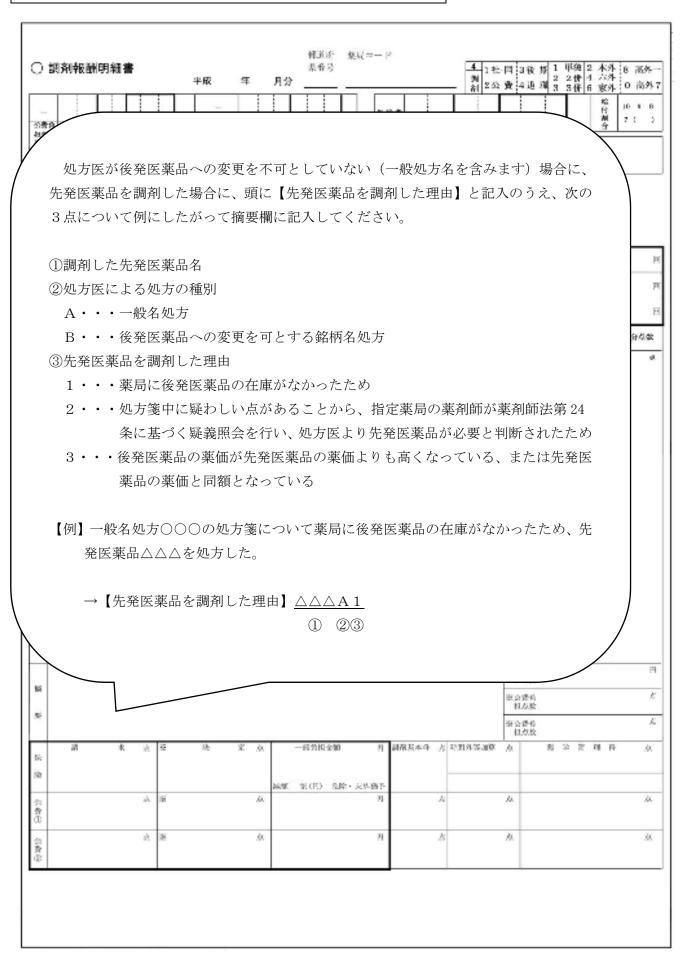
- *印欄は福祉保健センターで記入します。 医療の要否欄は、該当事項の○印、または日付を 記入してください。 この連絡票により医療券を発行しますので速やか に返送してください。 診療見込期間は初診月を含めて記入してください。 2

区 担 当 員 名

地

交付番号

* 年 月 日



給付要否意見書 (所要経費概算見積書)

1 治療材料 2 移送

ケー	·ス番·	号	員番			※ 受理年	月日	年	月日	∃
(氏	※ (:名)	年 月	日以降	(D)		(生)		※ 取
		にかかる 1	治療材料	4 2 移送	の給付の要	否について意見)		扨
						年 月	E			業者名
				院	横浜市 (所) 長様	福祉的	呆健センター	-長		1名
		傷 病 名			傷病の程度	及び給付を必要	とする理由			
要否	(1) (2) (3)			給付の決定		となりますので	ご、できるだけ	け詳しくご訂	3	
意	給	7/2 tt 1/2		種	類					
見	付	治療材料		使用見	込期間				か月	
				種	類	1 一般タクシー	- 2 寝台タクシ	 一 3 その他	<u>ų</u> ()
医	内	移送		治療に必要	な通院頻度	1 か月に			日	
師	容			移送を要す	る見込期間				か月	
記	(患者氏名)								
載				について	て上記のとおり	、給付を (1	要する 2	要しない	<i>(</i> \)	
欄	と	認めます。					-	_		
)	構注	兵市 福祉化	早健セン	ター長 宛	指定医療機	関の所在地及	年 月び名称	日		
	7风1	<u>∀</u> 111 ⊞ Iπ I	小匠口	/ K %	院(所		O 2D 717.			
所		給付方法	種類	万 品名	名(商品名)	単 価	数量	金	額	
所要経費	治	購入・貸与・修理								
費 概	療 材	購入・貸与・修理								
概 算 見	料料	購入・貸与・修理								
積		購入・貸与・修理								
取			合	計						
扱		(治療材料)								※ 発
業者記				とついて	て上記のとおり	概算見積りし	ます。			発行
記						年	月	日		取扱
載欄	横浜	市福祉保	健センタ	7一長 宛	取扱業者の	所在地及び名称	5			者
セ ※ ン福	• 他	1の制度の活用の検	討 (活用可・活力	用不可)					
タ祉	• 貸	資与又は修理での対		対応可・対応	芯不可)					
l 保 欄健	• 見	し積額の確認	(;	基準額内・	基準額超過)					
※ 意嘱										
心 託 見医										

給付要否意見書(所要経費概算見積書)

施術 (あん摩・マッサージ)

ケー	ス番号		員番	0 1			※ 受理年月	日	年	月	目
	※(年	月	日以降の	の)							
(氏	名)	,	・ (あん摩	,) サージ)の約		らについて意見 手 月 - ト	を求めま 日	きす。		
						横浜市	福祉保債	建センタ	7一長		
			院	(所)	長様	12 (12 ()	,,_,,_,,				
要	傷	病 名(部位	<u>(</u>)	初频	寮年月日	転帰	(継続の場合)		病の程度及要とす		
否	(1)	/ 信点タゼルフ	5		年 月 日		・中止・継続		ポキフナ ル	= ¥ ı	
意	(2)	傷病名だけてなく部位も必ず			年 月 日		・中止・継続		できるだけ くご記入く <i>た</i>		
見	(3)	ご記入ください			年月日	.,	・中止・継続				
	(4) (5)				年月日年月日		・中止・継続・中止・継続				
施	(6)				年月日		・中止・継続				
術		寮養(治ゆ)見込	期間				初療時又	は 7 だ) 月 目 以	降)	
者					1月目	円	2月目	円	3月目		円
記	カ	月又は	日間	4	4月目	円	5月目	円	6月目		円
載	往療	が必要な場合る	その理由	1							
欄	(患	者氏名)									
)				に	ついて上記の	のとおり、	給付を (1	要する	2 要しな	?\\)	
	と認る	めます。									
							年	月	日		
	横浜市	福祉保	く健セン	ター長	宛 指	定施術機関	룅(施術者)の所	在地及び	が名称 しゅうしゅう		
						院 (所)	長				
	同意	1年月日			年		月	日			
E.	指定	医療機関名			「医師	同意」につ	ついては、必ず	同			
医師	所	在 地					ご記載ください	_			
同意	医	師 氏 名									
	注	意事項等	(施術に	当たって	注意すべき事項	須等があれ に	ば記載してくださ <i>\</i>	い) (任意)		
※嘱言	任医意見										\dashv
/==+	1.75 4.7 v	※変形徒手矯正	一生の田	A D E	年の日辛の		La J. Dechar	ズン団芸	<u>- ノ よいよい、</u>		

- 施術を行う場合は事前に医師の同意を得る必要があります。
- 転帰「(継続の場合)」欄は、6か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲んでください。 2
- 「療養(治ゆ)見込期間」及び「概算見積額」欄は、初療時(6か月を超えて療養を必要とする場合は7か 3 月以降)の療養(治ゆ)見込期間及び概算見積額を記載してください。
- ※印欄は福祉保健センターで記入します。 患者に後日施術券が交付された場合は、その施術券(施術報酬請求書明細書)で請求してください。 なお、この場合、初療料等の徴収額がその施術券に記載されている「本人支払額」欄の金額を超過してい る場合には、その超過額を患者に返してください。

給付要否意見書(所要経費概算見積書)

<u>施術(はり・</u>きゅう)

	ス番号	員番 0	1		※ 受理年月日		年 月	日
	※(年 月 日	日以降の)						
(氏	: 名) ()					
	にかかる 施徒	所(はり・a	きゅう) の	給付の要否	「について意見を	水めます。		
				左	戶 月 日			
				横浜市	福祉保健	センター	長	
		院(所)長様					
要	傷 病 名(部位)	1 1	刃療年月日	転帰	(継続の場合)		程度及び給とする3	
否	(1)		年月日	治癒	・中止・継続			
意	(2)		年 月 日	治癒	• 中止 • 継続			
見	(3)		年月日	治癒	・中止・継続			
	(4)		年月日	治癒	・中止・継続			
((5)		年月日	治癒	・中止・継続			
施	(6)		年月日	治癒	・中止・継続			
析	療養(治ゆ)見込期	明間	概算	見積額(初療時又	は 7 か 月	目 以 降)
旨	か月又は F	∃間	1月目	円	2月目	円 3	月目	円
2	が月又は「] [日]	4月目	円	5月目	円 6	月目	円
載	往療が必要な場合そ	の理由						
闌	 (患者氏名)							
_			について上記	のとおり、	給付を (1 男	要する 2	要しない)
	と認めます。							
					年 丿	月 日		
	横浜市福祉保修	建センター	長 宏 指	完施術機関	引(施術者)の所名	こまれ 乃 バタ系	尔	
	四世///	Æ [V)	X /E 1F		3 (96) (13. 日) (2) (1		1.	
				院(所)	長			
	<u></u>			F		目		
	同意年月日			年	月	H		
-	同 意 年 月 日指定医療機関名		Г	·				
医币				医師同意」	ーーター については、必 でいご記載くださ	 ず同		
师 司	指定医療機関名			医師同意」	については、必	 ず同		
医師同意	指定医療機関名 所 在 地	(施術に当たる		医師同意」	については、必	ず同		
師 司 意	指定医療機関名 所 在 地 医 師 氏 名 注意事項等	(施術に当た・		医師同意」	については、必 币がご記載くださ	ず同		
師 司 意	指定医療機関名	(施術に当た。		医師同意」	については、必 币がご記載くださ	ず同		

- 施術を行う場合は事前に医師の同意を得る必要があります。
- 転帰「(継続の場合)」欄は、6か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲んでください。 2
- 「療養(治ゆ)見込期間」及び「概算見積額」欄は、初療時(6か月を超えて療養を必要とする場合は7か 月以降)の療養(治ゆ)見込期間及び概算見積額を記載してください。
- 4 ※印欄は福祉保健センターで記入します。
- 5 患者に後日施術券が交付された場合は、その施術券(施術報酬請求書明細書)で請求してください。 なお、この場合、初療料等の徴収額がその施術券に記載されている「本人支払額」欄の金額を超過してい る場合には、その超過額を患者に返してください。

給付要否意見書 (所要経費概算見積書)

施術 (柔道整復)

ケー	-ス番号		員番	0 1	継続		※ 受理年月日	平成	年 年	月	日	
	※ (平成	年 月	月	日以降	:の)							*
(氏	: 名)		(S		.)							※指定施
	l	こかかる 施術	(柔道	整復)			意見を求めます	0				施術
					平	成年	月 日					術者名
		,	アナ /=r	() E #		浜市	福祉保險	まセンタ	一長			
	I		元 (げ	f) 長村	求 			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u> </u>			_
要	傷	病 名 (部位	立)	初	J検年月日	転帰	(継続の場合)		病の程度及 要 と す			
否	(1)			平成	年 月 日	治癒	・中止・継続					
意		島病名だけで		平成	年 月 日	治癒	・中止・継続					
見	(0)	邪位も必ずご ください。	記人	平成	年 月 日		・中止・継続		できるだけ ご記入くた			
	(4)		/	平成	年月日		・中止・継続		_ pu/			
<u>→</u>	(5) (6)			平成 平成	年月日年月日		・中止・継続・中止・継続					
柔道		寮養(治ゆ)見込	廿日月	十成			· 中亚·	14 1 3	S B B D	「		-
整	72			D 88								-
復		か月 又は 		日間	1月目	円	2月目	円	3月目		円	
師	(患:	者氏名)										
記				13	こついて上記の	とおり、	給付を(1	要する	2 要した	ない)		
載	と認る	めます。										
欄						平成	年	月	目			
$\overline{}$	横浜市	市 福祉係	保健セン	/ター長	長 宛 指定加	施術機関 (の所在地及び名	称				
					ı	院(所)	長					
					'	96 (////						** **
F	(注)	脱臼又は骨折	f (応急	急手当を	と除く。) の場	景合のみ[司意が必要					発行
医師												取扱
同意												者
※ 嘱												
託												
医意												
見												

(記載注意)

- 1 転帰「(継続の場合)」欄は、3か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲んでください。
- 「療養(治ゆ)見込期間」及び「概算見積額」欄は、初検時(3か月を超えて療養を必要とする場合は4か 月以降)の療養(治ゆ)見込期間及び概算見積額を記載してください。
- 3 「医師同意」欄は、施術者が同意を得た指定医療機関名、医師名、所在地及び同意年月日を記載したもの でも差し支えありません。
- 4 ※印欄は福祉保健センターで記入します。 5 患者に後日施術券が交付された場合は、その施術券(施術報酬請求書明細書)で請求してください。 なお、この場合、初療料等の徴収額がその施術券に記載されている「本人支払額」欄の金額を超過してい る場合には、その超過額を患者に返してください。

先生

以下の通り、施術の状況をご報告いたします。

本報告をご覧いただくとともに、直近の診察に基づいて、施術継続の再同意の可否についてご判断いただきますようお願いいたします。

ご不明の点や特段の注意事項等ありましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいた します。

患者氏名	
患者生年月日	
施術の内容	
施術の頻度	施術の継続に当たっての医師の再同意の判断材料 となりますので、できるだけ詳しくご記入ください。
患者の状態・経過	
特記すべき事項	

年 月 日

施術所名 施術所所在地 電話番号 施術者氏名